

むつ市議会第161回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和3年2月12日（金曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第4 議案第1号 令和2年度むつ市一般会計補正予算

第5 報告第1号 専決処分した事項の報告について

（工事請負契約の一部変更契約について）

第6 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度むつ市一般会計補正予算）

第7 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度むつ市一般会計補正予算）

第8 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度むつ市一般会計補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	村田	尚	代 監 査 委 員	齊藤	秀一
選挙管理 委 員 会 長	畑中	政勝	農 委 員 会 長	坂本	正一
総務部長	吉田	真	総 務 部 事 長 長	千代谷	賀士子
企画政策 部 長	松谷	勇	財 務 部 長	吉田	和久
民生部長	中村	久	福 祉 部 長	須藤	勝広
健 康 部 づ く 推 進 部 長	中村	智郎	子 ども も い 長 み どり s m i l e s e k o f f i c e c o に り つ っ こ 長	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都 市 整 備 長	中里	敬
都 整 建 技 政 推 備 術 進 監	小笠原	洋一	川 内 庁 舎 長	木下	尚一郎

大畑片舎
 所理計
 會管理者
 監査委員
 事務局長
 教育部長
 總務部
 政推進課
 務課長
 財務課
 部長
 總務部
 課幹

伊藤大治郎
 野藤賀範
 田中宏司
 角本力
 杉澤一徳
 石橋秀治
 井戸向秀明

野所沢
 舎管理
 務員局長
 農委業
 事務員會長
 事務局部長
 上局水道
 下道
 子どらも
 み政進部
 推進策監
 教委員育
 事務學會
 生課主任局
 習長
 總務部
 課任

工藤和彦
 木村善弘
 金浜達也
 濱谷重芳
 小田晃廣
 加藤昭広
 菊池亘

事務局職員出席者

事務局長
 總括主幹
 主幹

佐藤孝悦
 青山諭
 堂崎亜希子

次長
 主任主査

中野敬三
 葛西信弘
 井田周作

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第161回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配信してあります名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は、議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、6番佐賀英生議員及び20番浅利竹二郎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。本日の行政報告であります。12月18日以来の2か月間にわたる新型コロナウイルス感染症の当市の対応についてと、来年度から本格化するワクチン接種計画の初めての公表ということになります。したがって、大変長くかかります。時間にして30分程度となりますが、極力めり張りをつけて読ませていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、ご報告をさせていただきます。

むつ市議会第246回定例会、昨年12月18日の行政報告以降の国及び青森県の対応並びにこれまで実施した市の取組についてご報告させていただきます。

国は、1月8日から2月7日まで、東京都を始めとした4都県に対し緊急事態宣言を発出し、続いて1月13日に、これを11都府県に拡大させ、さらに、2月2日には、3月7日まで延長する旨発表いたしました。

こうした状況を受け、青森県は、特定都道府県との不要不急の往来を控えることなどについて改めて協力要請をしております。

こうした現状を踏まえ、市では、医療資源が脆弱なこの地域において、一度に多くの新型コロナウイルス感染症患者が発生することは医療崩壊につながりかねないとの認識から、これに対応し得る医療体制の構築を検討してまいりましたが、この度、むつ総合病院敷地内に新型コロナウイルス感染症専用の病棟を設置するほか、無症状者及び軽症者の治療に必要な宿泊療養施設の設置に向け、青森県と協議を始めることになりました。

今後におきましても、国及び青森県の方針、そして、全国の感染状況等を踏まえ、市民の皆様の安全・安心を確保するための取組を進めてまいりますので、市民の皆様におかれましては、ご自身の体調管理に留意しつつ、基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。

以上を受け、12月18日以降における市の取組についてご報告いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染者の発生状況についてご報告いたします。

1月13日、新型コロナウイルス感染者1人がむつ市内で初めて確認されたほか、26日には2人の感染者が確認されており、これらについて青森県から発表されております。

このことを受け、市では、新型コロナウイルス感染症対策本部会議をそれぞれ招集し、その後、むつ総合病院医師の同席のもと、感染の状況について記者会見を行っております。

なお、明らかになった青森県による積極的疫学調査の結果につきまして、市中での感染拡大は認められず収束したものと認識しておりますことを、市民の皆様にお伝えさせていただきます。

また、ユーチューブチャンネル「むつ市長の62チャンネル」を通じてライブ配信を2回行い、それ

ぞれ視聴回数は2月10日時点で2万7,688回、2万342回ご視聴いただいております。加えて会見終了後には市民の皆様がお持ちになっている疑問点について詳しくお答えする動画を速やかに公開したことから、感染症の拡大等に関する不安の解消につながったものと考えております。

次に、誹謗中傷対策として実施しておりますグッドネイバープロジェクトについてご報告いたします。

感染者発生前から随時行ってまいりましたサイバーパトロールにつきましては、1例目が確認された1月13日から2月9日午前9時現在までに確認された書き込みの総数は1,162件で、このうち誹謗中傷と思われるものは23件となっております。

このような行為を防止するため、1月28日と29日に市職員が、また2月2日に、この取組にご賛同いただいた青森県立田名部高等学校JRC部の生徒とともにスーパー店頭で、来店された市民の皆様には誹謗中傷防止を呼び掛ける活動を実施しております。

次に、むつ総合病院における検査体制についてご報告いたします。

むつ総合病院では、昨年12月に検体採取センターを設置し、発熱・咳・痰・倦怠感などの症状がある方につきましては、診察前に新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査を行い、この検査結果が判明してから診察をするなど、院内での感染防止体制の強化に努めております。

また、12月21日には数十分で判定可能で、抗原定性検査よりも高い感度で測定できる抗原定量検査用の検査機器を導入し、更に1月19日にはPCR検査用の検査機器を導入するなど、新型コロナウイルス感染症の検査体制の確保に努めております。

次に、むつ総合病院における感染者用病棟の整

備についてご報告いたします。

現在、むつ総合病院には感染病床が4床設置されておりますが、全国的に感染症の収束がまだに見通せない状況にあり、また、市内でも今年に入って感染者が発生していることを踏まえ、今後、下北地域でのクラスター発生により多数の病床が必要となる可能性があることから、新型コロナウイルス感染症専用の病棟を新たに整備することといたしました。

この病棟は、短期間での設置が可能なユニットハウス方式の平屋建てで、主に軽症及び中等症の感染者を対象とした20床としております。

整備場所は、むつ総合病院南側駐車場の西側部分を予定しており、現在、調査及び設計に着手し、3月着工、5月完成を目指して事業を進めております。

なお、感染病棟の整備により約80台分の駐車場が減少することになりますが、3月末までに80台、4月以降35台、合わせて115台の駐車場としてむつ総合病院臨時駐車場を拡大整備することとしており、利用者の皆様にご不便をお掛けしないよう進めてまいります。

整備費用は、各種設備や医療用機械備品も含めて数億円を要しますが、設計と併せて積算中であり、財源は国の交付金を原資とした県の補助金等を活用することとしております。

次に、宿泊療養施設の設置についてご報告いたします。

宿泊療養施設につきましては、昨年4月から青森県に複数の施設に係る情報を提供してまいりましたが、今般、むつ総合病院と連携が可能な施設を確保することができたことから、宿泊療養施設としての運用に向け、青森県と必要な協議を開始することとなったものであります。

なお、確保する部屋数は、20室となる見込みで、新感染病棟の20床と合わせて40人分の感染症患者

対応を可能とし、施設としては現在の10倍の体制を早期に構築してまいります。

次に、感染症対策室の取組についてご報告いたします。

むつ市感染症対策あんしん飲食店等の認定数は、2月10日現在で392件となっております。

昨年12月に県内2か所で接待を伴う飲食店においてクラスターが発生しており、年末年始を迎えるに当たり、あんしん飲食店等に認定された全ての事業所に対し、改めて従業員の皆様のマスク着用の徹底と手指消毒、定期的な換気などの基本的な感染予防対策について、周知徹底をお願いする文書を送付しております。

また、「むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例」に基づき、今までに認定された228の飲食店を対象に、2月8日から保健師による再訪問を実施しております。再訪問では、感染予防対策の確認とご相談に応じるなど、引き続きコミュニケーションを取りながら、感染予防対策に取り組むあんしん飲食店等を支援してまいります。

次に、緊急雇用対策室の取組についてご報告いたします。

アツギ東北株式会社むつ事業所の離職者を含むコロナ禍により就労の場を失った方の生活の安定と再就職への活動を支援する「むつ市離職者生活・再就職支援給付金」につきましては、2月9日現在、135人の方への給付を完了しております。

また、アツギ東北離職者雇用対策本部によりますと、2月5日現在、アツギ東北株式会社むつ事業所からの求職者133人のうち、37人の方の再就職が決定しております。

雇用対策本部では、この結果について管内の求人の状況や求職者の年齢構成等を勘案すると高い水準であると分析しております。

このことにつきましては、むつ公共職業安定所、

むつ労働基準監督署、青森県及びむつ市で構成される「アツギ東北離職者雇用対策本部」、これらの機関に加え商工団体等にも参画いただいた「雇用対策連絡会議」、市主催の「むつ市合同企業説明会」、「求職者への就労に関するアンケート調査」等の取組に加え、先に述べた「むつ市離職者生活・再就職支援給付金」による再就職活動支援が結果として現れているものと考えております。

次に、令和3年むつ市成人式の延期についてご報告いたします。

1月10日に開催を予定しておりました「令和3年むつ市成人式」についてであります。事前の健康観察や会場での予防対策はもちろんのこと、新成人の皆様が安心して帰省し、式に出席していただくため、出席者全員にPCR検査の実施をお願いすることを昨年11月11日に発表し、準備を進めておりました。

その後、むつ市では感染者の発生はありませんでしたが、全国的に見ますと、新規感染者が増加傾向となり、11月下旬には、国が「勝負の3週間」として感染拡大への対策を短期的かつ集中的に行うと呼び掛けたものの、感染拡大に歯止めが掛からず、複数の地域で医療体制が厳しい状況となつてまいりました。

12月14日には、国が「Go Toトラベル」を12月28日から1月11日までの間、全国一斉に一時停止すると発表し、移動や外出の自粛を求める自治体も出てまいりました。

その後も感染者は増え続け、市民の皆様からも成人式の実施に対して不安の声が高まり、市議会の中でもそうした議論がなされたところであります。

そのような中、実施の可否について、直前まで状況を確認したいという思いはあったものの、新成人の皆様が帰省する前に、また、理美容業を始めとした関連事業者の皆様にも早めにお伝えする

必要がありましたことに加えて、むつ総合病院からは、帰省の際の移動にはリスクを伴い、大勢の方が一斉に集うことは避けたほうが良いとのこと意見もありました。

市民の皆様への不安に向き合い、命と健康を守ることが大前提であることを踏まえ、全国的に感染拡大の状況もあり、市民の皆様にも安心してお迎えいただくための環境づくりが困難であると判断し、やむを得ず延期することといたしました。

新成人の皆様を安心してお迎えし、地域を挙げてお祝いできる時期に開催いたしますので、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

次に、市内小中学校における感染予防対策についてご報告いたします。

昨年末からの県内の高校におけるクラスターの発生を受け、冬季休業明けの学校活動に支障がないよう、市内小中学校に対し、毎日の検温を含む体調管理、マスクの着用、手指消毒及び身体的距離の確保等の感染予防対策について徹底を図るよう改めて通知いたしました。

また、卒業式につきましては、感染予防対策に配慮しつつ実施することとしております。

今後におきましても、市内小中学校に対しましては、感染の状況を注視しながら、適時情報提供を行い、感染の予防に努めてまいります。

次に、市内高等学校における取組についてご報告いたします。

1月12日及び13日、副市長が市内の高等学校を訪問し、新型コロナウイルス感染症に係る対策について意見交換を行っております。

この中で、それぞれ手指消毒の励行等、基本的な感染防止対策が徹底されているほか、卒業式等の式典につきましても工夫して行う旨、伺っております。

次に、職員の出張及び私用旅行の取扱いについてご報告いたします。

全国的に昨年11月から新規感染者数が増加し、東京都、北海道及び大阪府でステージ3に該当する状況となったことを受け、昨年11月27日から職員に対し、ステージ3以上に該当する地域への出張を原則禁止するとともに、不要不急の私用旅行の自粛を要請しております。

その後、1月7日に首都圏を中心とした4都県に国の緊急事態宣言が発出されたことを受け、職員に対し、これまでの対応に加え、1月8日から緊急事態宣言発出地域からの事業者等の来庁を原則禁止とすることや、職員の家族、親族等の来訪についてもできる限り控えていただくようお願いしたところであります。

続きまして、むつ市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画についてご報告いたします。

むつ市では、かつてない規模で行われる新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種について、公平性を保ちながら計画的に実施するため、今般、「むつ市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画」を策定することといたしました。

この計画は、状況の変化や事業の進捗に応じて常に更新することとし、そのプロセスも公開することで、市民の皆様を理解を得て本事業が民主的に推進されていくことを期待しております。

それでは、計画の内容についてご報告いたします。

まず、今回の事業は、プロジェクトGと命名し、「早くて 気軽で 安全に！」をキャッチフレーズとして進めます。

プロジェクトGのGとは、人類史上最も脅威の感染症の一つであった天然痘に我が国最初の種痘術をもたらしたとされる川内出身の偉人中川五郎治（GOROJI）からGをいただき、ここからスタートするワクチン接種事業がむつ市に新しい希望をもたらすことを念願したものであります。

また、「早くて 気軽で 安全に！」とは、希

望される方にはいち「早く」接種を可能とし、場所と時間帯を工夫することで「気軽」に受けられ、接種後のケアや複数回接種の案内なども副反応などに留意しながら「安全に」行うことを表しています。

全体の基本方針としては、個別の病院や医院での「個別接種」と接種会場を準備して接種が可能となる「集団接種」の2本立てでワクチンの接種を実施いたします。これらの接種に当たっては、希望する全ての市民の皆様ができる限り「早く」接種の実現を目指してまいります。

また、地域の特性を踏まえ、地区別の体制を整備し、希望する日時で「気軽」に接種できるように取り組んでまいります。

さらに、かかりつけ医での接種や健康相談の体制の整備を進めることで「安全に」接種ができる環境も整えてまいります。

市といたしましては、現時点では接種の想定として、全市民の70%の接種を念頭に計画的に事業を進めてまいります。希望する方の100%の接種を早期に実現できるように取り組んでまいります。

次に、具体的な接種の方法についてであります。まずは、個別接種として市内21医院で接種を可能とするよう準備を進めております。21の医院につきましては、公的な医療機関として5つの医院、個人病院として16の医院を想定しております。

既にむつ下北医師会に対し、個別接種について依頼し了承をいただいております。具体的に接種が可能となる医院につきましては、現在最終調整中であり、予約が可能となるまでには、お知らせしたいと考えております。むつ市内には、26の医療機関しかありませんが、既に21の医院からの協力の了解をいただいております。

なお、個別の医院におきましては、原則として診療時間での接種を考えておりますが、一部の医

院では特別な時間の設定についても検討中であると伺っております。

次に、集団接種についてであります。常設の会場と集中接種の会場を設置する予定としております。

常設の会場につきましては、むつ地区では、平日の日中はむつマエダアリーナ、サブアリーナとなります。平日の夜間はむつ市役所大会議室を、川内地区は川内公民館、大畑地区は総合福祉センターふれあいかん、脇野沢地区は脇野沢公民館を考えております。

平日の接種が困難な方につきましては、集中接種の会場で受けていただくことを想定しており、市内のホテルの大宴会場を利用し土日に開催することを検討しているところであります。また、この際には巡回バスを手配することなどについても検討を進めてまいります。

なお、個別接種及び集団接種の具体的な接種が可能な日時については、予約が可能となるまで、具体的には3月中にはお知らせしたいと考えております。

集団接種については、2月19日に市内ホテルを会場に実際の設営を行い、シミュレーションを実施いたします。集団接種でどの程度の人数がどの程度の時間で接種可能なのか、副反応の際の初動対応の確認等を行い、実際の接種に向けて万全を期したいと考えております。

次に、個別接種と集団接種の予約方法についてお知らせいたします。

個別接種につきましては、それぞれのかかりつけの医院、病院にお問い合わせいただき、予約を受けた後に日時を決めて接種をしていただくこととなります。この予約については、それぞれの医院ごとの予約の仕組みで予約をしていただくこととなりますので、おおむね電話での予約になると考えております。

続きまして、集団接種の予約方法につきましては、電話、スマートフォンアプリのLINE、インターネット等を通じて予約が可能となるシステムを現在構築中でありまして、詳細につきましては、予約が可能となるまでにお知らせしたいと考えております。

次に、接種の優先順位についてであります。市といたしましても国から示された優先順位のとおり接種することを想定しております。

第一に、医療従事者等の皆様への接種が3月から始まることとされております。医療従事者等の皆様への接種につきましては、青森県が担当になるとされており、この推移を見守りながら、必要な時期に、次の優先順位である65歳以上の高齢者の皆様にご案内をさせていただくことを考えております。

市といたしましては、65歳以上の高齢者の皆様への接種は、ワクチンの供給量次第では、4月1日からでも対応可能と考えておりますが、具体的な開始時期については、供給量との関係で現時点ではお示しすることはできません。今後、そうした情報が明らかになり次第、皆様にお知らせさせていただきます。

65歳以上の高齢者の皆様の次に、基礎疾患を有する皆様も接種の対象となり、高齢者施設等の従事者の皆様も優先接種の対象となるとされております。これらの皆様につきましては、6月上旬からの接種を考えております。

市といたしましては、優先順位が高いとされている方々への接種を速やかに終了し、一般の皆様への接種を6月中には開始したいと考えております。全体の7割が接種するという見込みの中では、10月までには希望する全ての皆様に接種が終了するスケジュールを立てて、現在準備を進めているところであります。

なお、繰り返しになりますが、あくまでも国が

らのワクチンの供給が円滑に進むことや青森県が担当する医療従事者等の皆様への接種がスムーズに完了する場合の見通しでありますので、その点はご了承いただきたいと考えております。

次に、関連予算についてであります。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金といたしまして、国から1億2,981万5,000円の交付を受ける予定となっております。

このうち本臨時会において提案いたします補正予算では、2,168万8,000円を計上し、直ちに準備が必要な接種クーポン券の用紙の購入、郵送料等にその費用を充てることとさせていただいておりますが、そのほかの支出につきましては、3月定例会以降、議案として提案をさせていただき、その事業の概要と併せてご説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

これらの予算の執行に当たっては、地元のホテル、タクシー、飲食店等をできる限り活用し、プロジェクトGがむつ市の経済回復にも貢献するよう取り組んでまいります。

最後に、広報についてお知らせいたします。

本事業は、開かれたプロセスの中で進めていくことが特に重要と考えております。市といたしましては、接種の進捗状況を日々更新していくことはもとより、国や県からの情報もわかりやすく伝えてまいります。

具体的な情報伝達媒体としては、まずは市のホームページ、FMアジュール、ツイッター、フェイスブック、防災かまふせメール、ユーチューブを想定しております。

さらに、重要な情報は広報むつ号外号を発行して、むつ市内の全戸に配布することで情報のお届けには万全を期したいと考えております。

とりわけ、実際にワクチン接種が始まる前には、接種可能な医療機関、日時、集団接種の会場や対

応日時を始め健康情報など必要な情報が揃った広報むつの号外号を発行して皆様にお届けする予定としております。

このプロジェクトGは、市民の皆様のご理解とご協力なくして達成できません。接種の順番待ちや会場などでの待ち時間では我慢をお願いすることもあると思います。

私たちむつ市は、人口10万人当たりの医師数が167人と、全国の259人と比較し約64.4%、青森県の215人と比較しても約77.6%となっており、接種に当たる医師・看護師のスタッフの絶対数が不足しております。

大都会の人口が多い自治体でも相対的に医師や看護師の数が多く地域はこの事業はスムーズに進むでしょう。

しかし、むつ市としては、こうした医療資源の不足をロジスティックス（段取り）の力と市民の結束で乗り越えようと考えております。

市議会議員の皆様、傍聴に来られている皆様、ラジオをお聞きの市民の皆様、感染に留意しながらも、一丸となってこの接種事業に取り組んでいきましょう。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に対し、万全の備えを行うとともに、今後も感染の動向を注視しながら、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、これまで以上にきめ細やかな対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

質疑は、ワクチン接種計画とそれ以外に区分して行いますので、ご了承願います。

まず、ワクチン接種計画以外の部分に対し、質

疑ありませんか。20番浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 今プロジェクトGの説明でおおむね理解できたところでありすけれども、感染症対策病棟と宿泊療養病棟についての詳細を伺います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策病棟及び軽症者等に係る宿泊療養施設の設置及び医療スタッフの派出調整等に関し、イニシアチブという主導権は県かむつ市か、またこの施設の運用開始は、いつ頃始められるのかお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、感染症病棟のほうについては、これは下北医療センターが建設をするということになります。その財源は、基本的に全額国の交付金を原資とした県の補助金、これを見込んでございます。

宿泊療養施設については、これはあくまでも県の施設ということになりますが、私どもとして施設を提案し、今協議を進めているところでございます。報告の中でもありましたが、病棟については5月中の完成を目指しておりますので、早ければ5月中、遅くとも6月には供用開始ができると考えております。

宿泊療養施設については、準備ができ次第ということではありますが、現時点では2月中に施設のほうを全て開けることができるということになりますので、3月にはオープンができるように準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 今現在、県内でもどんどん感染者が拡大している状況にありまして、むつ市でも3名発生しているということですので、運用開始時期をもう少し早くできないのか、再度お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、病棟のほうでありますけれども、普通であれば恐らく1年ぐらい建設にかかると思います。それを2か月でやるということですので、かなり超特急でやるというふうにご理解いただきたいと思います。

宿泊療養施設についても、非常にこれは残念なことなのですが、昨年からやってとっくにオープンできたのですが、これもなかなか私たちが全てできる場所ではなくて、県にお願いしているところもありますので、大至急これを整備するように改めてお願いをさせていただいて、できれば春までに、3月中にはオープンができるようにしていきたい、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 感染症対応病棟と宿泊療養施設を設置することで、市内の医療体制への影響はどうなるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 市内の医療体制については、特に何か影響があるということではないですが、まず少なくともむつ総合病院に関していくと、かなりの安全が確保されるというふうにご認識しています。というのも、今現在の病棟とは完全に切り離した形で感染病棟が運営できますので、万が一にも院内感染、これは今一番怖いことですが、それが起こらない体制が構築できるということですので、いち早くこの体制の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 疲弊している市内飲食店への対応についてお聞きします。

新聞報道によると、飲食業を営む方々から嘆願書が提出されたというふうなことになっていました。内容は分かりませんが、それを受けて、市長

はどのように感じて、どのような対策を講じようと考えているのかお聞きしたいと思います。都市部に出された2回目の緊急事態宣言以降、市内の飲食店には、お客様が激減しています。一生懸命頑張っているのは十分知っていますが、その努力が報われない現状にあって、今後の飲食店、またはそれに関係する業種の皆さんが苦しんでいることに対してどういうふうな対応をするのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

嘆願書という形で届けられて、私としても皆さんと同じ思いだというふうにお伝えさせていただきました。国全体の経済のことを考えても、感染の拡大というのは1地域で猛烈に起こっています。これは首都圏の密になるエリアを中心に起こっていました。でも、経済の疲弊というのは実はそこだけではなくて、仮にそこで時短要請とか、あるいは休業要請があったりとかということがあっても、感染の拡大は大都市中心であっても、経済の疲弊というのは全国一律一斉なのです。だから、そのことについて、私は大変、飲食店の皆さんにご同情申し上げますか、同じ思いでいるということはその場でもお伝えさせていただいて、ある意味、そこで申し上げたのですが、国の経済政策、今回のコロナに関して、非常に不平等であるなというふうにも感じています。

結果から見ても、仮に東京で午後8時以降時短要請をして、お店をやらない、そのときに何万円かもらえるということになる。でも、人々の行動は、それを見れば、むつ市内でも午後8時過ぎたらあまり外に出ないという人たちが増えている。だから、実質的に見れば、時短要請がなくても町の明かりが消えてしまうというのは、これは火を見るより明らか。どうして政府の人たちはそうい

う現場を見ないのだと、私は本当にそれはすごくそう思っています。その思いについても伝えさせていただきました。

ですから、どう感じているかということについては、私は本当に飲食店の経営者の皆さんと、同じ思いと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、同じ思いで今回いるというふうに理解をしていただきたいと思います。

また、経済対策ということについては、国の三次補正ということで、むつ市にも交付がありました。この中から、飲食店の皆さんももちろんですが、それ以外の皆さんも、大変今経済的には困っている方がたくさんいらっしゃると思います。改めて商工会等とまずは打合せをさせていただいて、これから市内の経済を回復していくために何が必要かをしっかりと研究して、必ずその対策を講じていくということを今の時点では考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 市長がおっしゃるとおり、都市部で緊急事態宣言が発令以降、地方にとっては風評被害という形で、飲食店に足がなかなか運べない、鈍るというふうな状況が続いております。

先ほど行政報告をされましたが、あんしん飲食店認定店、せっかく一生懸命やったとしても、何のためにやったのかというふうなことをおっしゃる方もいらっしゃいます。お客様が来ない、来ても1人とか2人、対策を一生懸命やっても無駄ではないかというふうなことを言う方もだんだん増えてきています。やはりこのことは、むつ市の経済を考える上で、飲食店という職業を限定しているわけではありませんが、それに関わる様々な業種の方々がぶら下がっていることを考えると、早急に何らかの対応をすべきだというふうには私考えています。

先ほど三次補正の話をして市長はされましたが、で

きる限り我々ができること、御飯を食べに行こう、お酒を飲みに行こうというのを人前で言うといういろいろ問題発言と言われますが、私はやはり行政のトップから市民の皆様にも正確にお願いまたは発信することを望みます。このことについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、あんしん飲食店、何のためになったのだということは、それは言い過ぎかなというふうに思っています。それは、あんしん飲食店という認定制度は、これは飲食店の皆さんを感染から守るということも一つありますし、またお客さんを守るということでもあって、それはもう、この先コロナがどこで収束するのかというのはまだ見当もつかないですが、そこまですべて必要のことであるということは理解をしてほしいというふうに思っています。

また、経済全体の連動の話は、むつ市だけの問題ではなくて、むつ市だけに責めを負わせるというのも、これも少し私は違うのではないかと。ですから、国全体として考えなければいけないし、その一部としての私たちとしてなすべきことは、これはもちろん早急にやっていく必要があるというふうに思っています。

これからの対応ということですが、できる限り早期に経済対策を発表したいというふうには考えています。

それから、もう一つ大事なことは、今回この先にやる経済対策というのは、あんしん飲食店等で認定された方々のみが原則として対象になるというふうに私たちは考えています。これをどのような形でやっていくかということですが、前回の第1弾の経済対策、第2弾だったのですか、30万円一律に給付をさせていただいたときというのは、病気の正体も分からなかった。みんなが困ってい

るから、取りあえず国からも、国からお金が出る前でしたけれども、とにかくやっぱりここで一旦ちょっと事業を継続しようということで給付をさせていただきました。そのときには、事業の規模ですとか、売上げですとか、事業継続の意思ですとか、そういったことも特に確認をせずに、やはり大変だということで、少なくとも30万円以上収益が下がっているところには一律一斉にということでした。今回はそういうことではなくて、やっぱり事業の継続の意思があり一生懸命頑張っている、そしてその売上げに応じて、あるいは事業の規模に応じてという形での支援になるのではないかとこのように今時点では考えています。

ですから、そういったところはしっかりと経済団体とも連携をして考えていかなければいけないことですので、もう少し検討の時間をいただきたいと思います。ただ、少なくとも年度内には何らかの対策の発表をさせていただきたいと、このように考えている次第でございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。6番佐賀英生議員。

○6番（佐賀英生） 1つだけお伺いしたいのですが、成人式の件について、たくさんの意見をいただきました。私がもともとそういう商売でしたので、特別なのですけれども、いつ頃市長としては予定しているのか、それだけをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 年内に必ずやりますということだけをお伝えさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。

そこで、特に女性の方々は準備もあるということで、早めに教えていただきたいと。なおかつ帰ってこられるようなタイミングをいただきたい

と。仕事上の関係で、前もって休みを取るですとか、みんなで示し合わせて来るですとか、そういうのでなかなか大変みたいで、どこかのオリンピックの親分ではないですけども、女性と限定すれば何かと差し障りありますが、特別そういう声大きいものですから、なるべく早めの告知をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

当然のこととして、帰ってこられる方々がしっかり準備をできる前もった時期にお知らせすることはもちろんのこと、振り袖が着られる時期ですとか、そういったことも視野に入れながら今検討をしております。

ただ、すぐぱっと申し上げられない理由は、ご案内のとおりだと思いますけれども、感染がどうなるかというのが、本当に2週間先の見通しが立たないです。今全国の実効再生産数がいよいよ1は大幅に切っていますので、これからどんどん縮小していきます。ただ、毎回同じなのですけれども、東京でまた伸びるのですよ、きっと。変異株とかいう話もあるし。そうすると、また全国が同じような状況になると。ただ、その分医療の水準とか、ベッドを確保している数も増えるので、大丈夫な数というのはどんどん改善はされていくのですけれども、さりながら波というのがまたいつ来るか分からないということも一つこれはありますし、もう少しそのお時間をいただきたいというふうに思います。

ただ、少なくとも私たち、むつ総合病院のベッドの確保、宿泊療養施設のベッドの確保ということが完璧に行われるということの後だというふうには認識しておいていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。2

番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 宿泊療養施設についてお伺いします。

むつ総合病院との連携を取るということなので、これはむつ市内ということによろしいのですよね。

それで、今軽症とか中等症で療養している方が急変するということが報道がありますけれども、その観察体制ですか、毎日の健康観察について、保健所が多分一番責任を持たなければいけないと思うのですけれども、その辺のことはどうなのでしょう。そして、保健所のどのくらいの参加、協力といいますか、そういうことができるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 宿泊療養施設の運営については、基本的には保健所でやることになりますので、健康観察についても日々行っていただくことになりすし、1日のうち何度も健康観察は行うということになると伺っております。

また、急変するということとの関係でいきますと、むつ総合病院との連携をしっかりと図るといふ場所、位置にございますので、あるいは運営面でのそういうオペレーションも確立をして運営するということですので、その点のご心配は、ご懸念には及ばないというふうに考えてございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 少し安心しました。

駐車場に関してですけれども、80台の駐車場が減ることになりまして、むつ市から遠い方から心配の声が出ていますが、どの辺りに駐車場ができるのでしょうか。めどを今発表できるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほど行政報告の中で申し上げたとおり、今回の病棟の建設に併せて、80台

分駐車場がなくなりますけれども、プラス80台を現状の、道路を挟んで向かい側の駐車場にさらに増設をするということと、それに加えて4月以降にさらに35台分確保するということになりますので、周辺の駐車場という意味では、かえって増強されるというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 先ほどの質問と重複するかもしれませんが、感染症病床に10床増えるということですが、感染症病床が増えるということは、スタッフの方が相当増えなければいけないと思うのですが、そのことについての見通しをもう一度お聞きします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

20床増えるということですが、突然20人入ってくるわけではありません、当たり前ですが。現状を見ると、見ていくと、1年間に1人、2人、3人ということですし、これから全国で増えればもう少し増えるかもしれません。したがって、むつ総合病院のスタッフの中で、病床というか、その病床に入る患者さんの数に応じて対応していただくことになります。そういった観点でいけば、仮に20床埋まるようなことになってしまえば、大幅にむつ総合病院の機能が失われるということにもなりますので、私たちとしては、20床あるから安心するというのではなくて、引き続き感染対策をしながら、感染症患者を極力発生させないようにしつつ、20床あるということでの体制の整備という形での理解をしていくことが大切なのだろうというふうに思います。

もっと簡単に言うと、4床あったときだとしても、5人出れば病院の機能は著しく低下することになります。20床あったとしても、21人出ればもうそれでオーバーフローしますし、今4人分なら

スタッフは何とかなったということですから、5人以上出れば、なかなかスタッフは全体が回らなくなってくるということも考えられますので、引き続き私たちとしては、しっかりとした感染対策は必要だということに違いはないと、このように理解をしていただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。14番 濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） グッドネイバープロジェクトについてお伺いいたします。

今はもうSNSが大きく社会を動かす時代になってしまいましたけれども、今回書き込みが1,162件で、誹謗中傷と思われるものは23件とありました。この誹謗中傷と思われる書き込みについてはどういう対応をしたのかお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 保存、保管をしてごさいます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 書き込みされた人から希望等はなかったのかお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そういったことはございませんし、その後、もしこの後そのようなことがあれば適切に対応してまいります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

次に、ワクチン接種計画の部分に対し、質疑ありませんか。6番佐賀英生議員。

○6番（佐賀英生） いっぱいあり過ぎて困るので、ちょっと絞り込んでお話をさせていただきたいと思います。まず、るる6項目30くらいあるのですけれども、時間の関係上絞り込んでいきますけれども。

先ほどいっぱい聞きましたけれども、告知の仕方、どちらかというとお年寄りの方に一番大事で必要で、しなくてはいけない重要な方々に絞り込んでお話をさせていただきます。集団、個別は別にして、お年寄りの方々が中心になろうかと思いますが、それはどのようなやり方をしていくのかと。

そして、人数は1会場何人と多分決めていないと思うのですけれども、キャンセル待ちがあるのかと。というのは、ワクチンが、行ったときに、人数でも絶対ばらつきが出てくるはずでしょうから、そのときによくテレビで見るキャンセル待ちは可能なのかと。

その次に、申込みの仕方です。お年寄りの方々のというのは、今これだけネットとかもろもろのものがありますが、一番大事で必要な方々がそれに疎いと、どちらかという、はっきり言って。その部分の仕方。例えば代理で誰かがやってあげてもいいのか、もしくは親族、他人の方々が申込みをしてもいいのか、集団、個別は別としてですね、そこら辺の部分をまずはお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

告知の仕方となりますと、まず計画の中にもありましたとおり、様々な広報媒体のほうで告知をさせていただきます。特に高齢者の皆様に対しては、広報むつ号外号を全戸に配布するということになりますので、そのことをもって、皆さんの手元にある広報むつで、中身についてご理解を深めていただきたいというふうに思います。

また、各人一人一人にクーポンが配られることになりますので、クーポンの中にもそうした案内といいますか、どこまでその中に案内ができるか分かりませんが、一定の案内はできるというふうにも考えてございます。

次のご質問ですけれども、キャンセル待ちがあるのかということについては、今現状1本で5人分ということのワクチンのようです。ですから、基本的には予約というのは5の倍数で受け付けるということになろうかと思いますが、突然キャンセルがあったりとか、あるいは体調が悪くなって受けられないとか、会場に来て問診の結果受けられないという方々も、これはいらっしゃると思います。

ただ、その方々についてどのような形にする、残ったワクチンについてどうするのかということについては、現状何も決まっておられません。キャンセル待ちをすると、今度は優先順位を破ることになりますので、なかなかそれはむつ市だけで決められることではなくて、国全体で決めていくことだと思っておりますので、そうした国全体の方針を見ながら、我々のほうでも考えていきたいと思っております。

申込みの仕方ですけれども、当然ネットだけということではなくて、先ほども申し上げましたとおり電話でも予約は可能ですし、またあるいは当然代理の方でも可能になるような形にしていくということも現在念頭に置いておりますので、先ほど来申し上げますとおり「早くて 気軽に安全に!」、このワクチンの接種が円滑に進むように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。日本でも初めて大規模なものをやるわけで、何か形が給付金のとくと似ているような気がします。

最後に、細かいのは担当課に行って、あとは細かく聞いてきますので、ちょっとボリュームがあり過ぎますので。詐欺みみたいな電話等々が考えられるような気がします、給付金のとくと同じで。そういうものの告知の仕方とか。

あともう一点、例えば回覧板で告知するとか、

いろいろなものがあるかと思いますが。悲しいかな、市長、私がお年寄りの方と接しますと、まず新聞を取っていないと、もっと言えば電話がないと、そういう方が結構いらっしゃいます。ですから、町内の方々に少し頑張ってもらって、告知の部分とか、いい意味でお手伝いをしてもらうというのも一つかと思いますが、そこら辺のところを踏まえて、詐欺に遭わない、お年寄りの方々のある意味防波堤になるような形の進め方というもの、やる前に一回考えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ワクチンの接種に関して詐欺が横行するであろうということは、私たちとしても想定しています。したがって、特にむつ市の場合は、給付金もそうだったのですが、いち早く始めていち早く進むと思うのです、これだけ準備していますから。警察とうまく連携して、詐欺被害に高齢者の方々が遭わないように取り組んでいきたいというふうにも考えております。

また、ワクチンの接種で難しいのが、どんどんみんなが受けるという話なのかどうかということも今ちょっとよくまだ分からない部分がこれはあるわけです。何となく、こういう話をどんどん進めて、多分新聞とかテレビにどんどん出ると、高齢者の方には市長が打てと言ったとか、そういうふうに思う方もいらっしゃると思うのですが、決してそういうことはなくて、本人の希望でこれを受けるかどうかを決めるということが今回のワクチンの接種の一番肝腎なところなんです。ですから、告知の方法とか、回覧の方法とか、そういうのは本当に注意をしないと、誰かに打てと言われたから打ったけれども、副反応で大変なことになったみたいな話になってしまう可能性もあると。

ですから、その辺は佐賀議員のご指摘のとおり

でありますけれども、しっかりとした形で広報、告知しながらも、詐欺に遭わないように、そしてワクチンの接種の趣旨を十分に理解していただくような形で進めていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） ワクチン接種の実施に当たって、何点か質疑させていただきます。

大きく分けると2つになりますが、まずは庁内体制の整備についてです。前の佐賀議員でも何点か質疑しているので、そのとおりなのですが、私も、私からは、まずは接種を行うに当たり、予防接種台帳システムというのがあるらしいのですが、それを改修しないと駄目だと。それがもう既に済んでいるのか、またはどういうふうな扱いになっているのか。

次は、これは佐賀議員が先に聞いていましたが、大事なことなので、もう一回聞きます。住民からの問合せを受付する窓口とか、あとは当然問合せ先ですね、正確に明記、明記ではないけれども、公表しないと駄目だと思いますが、それはどうなっているのか。

あとは、複数の市町村にまたがる場合、例えば住民登録がある場所で予防接種を受けることが基本になっていますが、大学生とか、または何かの都合で単身赴任している人たちがむつ市に戻って予防接種しないと、駄目にはならないとは思いますが、その連絡体制とかやり取りですね、どういうふうにするのかをお知らせ願いたいと思います。

次は、接種会場に求められる体制ということで、これは厚生労働省で公表していることですが、これはさっきの市長の行政報告でも何点かありましたが、まずは接種実施会場に最低必要な体制ということで、1つはワクチンの冷蔵施設を有

すること、これは新聞報道、ニュース等では、超低温冷蔵庫が国から支給されるというふうなことですけれども、この冷蔵施設はどうなっているのか。

2つ目は、予約時間枠の設定です。これも先ほど話になりましたが、結局予約をしても、俗に言う3密の対策ができないので、それはないと思いますが、3密の体制をきっちり講じることということなんです。

3つ目が、国が用意するワクチンでありますから、まずはいつ届くのか到着日の確認、あとは定期的な接種状況とか送られてくるワクチンの在庫状況の報告、あとは定期的な接種状況、ワクチン等の在庫状況の確認等の報告ができることが条件に挙げられているそうです。これを2種類に分けて、先ほど市長がおっしゃいました、大規模で予防接種、大きいところでやるのをⅠ型、ちっちゃい診療所とか病院でやるのをⅡ型というふうなことをいうのですが、まずⅡ型の場合、これは先ほど市長が答弁しましたが、1バイアル当たり、1瓶当たり5回受けることができると。では、1日10人予約したのですけれども、9人しか来なかった場合、1人分の空いているワクチンをどうするのか。大きいところでやる場合、100人を一斉に予約を受けたのですが、90人しか来なかった場合、5の倍数ですから2本取っておけばいいのですけれども。ただ、このワクチンについては、時間、蓋を開けると……何日以内でしたか。

（「蓋を開けると6時間」の声あり）

○7番（斉藤孝昭） 以内に使わないと駄目だというふうなことになっていきますので、その人の調整、多分至難の業だと思いますが、蓋を開けて使わなかった場合は捨てることになりますから、それを現場の人たちがどういうふうに調整していくのかということも大変な作業になると思います。その

ことについて、大きい枠で2つお聞きしましたが、分かる範囲の中で、またできる範囲の中でお答えを願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 端的にお答えいたします。

まず第1点目、台帳システムの改修については、近日中に終了します。来週には恐らく終了することになりますので、ご心配には及びません。

各種相談窓口ですが、予防・医療課のほうに設置をすることを現在検討しておりまして、こちらも接種クーポン券の発送の時期に合わせて設置をし、改めて告知をさせていただきたいと思います。

それから、3点目ですけれども、複数市町村にまたがる場合、これはいわゆるむつ市に住民票があつて、実際はほかのところに住んでいる人たちがここで受けなければいけないのかということについては、恐らくそのような形になるのではないのかというふうに思いますが、ただその辺については、まだ国として全体の方向性というものが私たちのところに届いておりません。

私としてはどっちかということ、移動が制限されるようなこういう時期に、あえてそれぞれの自治体まで戻ってワクチンを接種するというのも、極めて合理的ではないというふうに思いますので、その辺りはこれから国全体として整理が進んでいくことだというふうに理解をしています。

それから、4点目の集団接種会場での予約時間の設定、密の回避ということですが、我々は、集団接種の会場は基本的に、むつ市内であればマエダアリーナのサブアリーナですとか、あるいは市役所の大会議室ですとか、市内のホテルですとかというところでやらせていただきます。また、旧町村についても比較的スペースが大きいところでやりますので、予約時間といいますか、そこに来る人の予約時間を通じて、人の量をコントロールすることで密の回避は可能というふうに考えてい

ます。そのために大きい会場を選んでいるということでご理解いただきたいと思います。

また、国のワクチンがいつ届くのかというご質問については、それは私どもとしては全く聞いてごさいません。先ほど申し上げたとおり、しっかり届けていただければ4月1日からでもできますが、ただそれがないとなかなかちょっと難しい。

在庫の管理状況の報告ということですが、こちらも極めて難しい問題だとは思っていますが、まずそもそも在庫の報告というよりは、打った人の数の管理、報告ということが一番大切なのかなというふうにも思っています。ワクチンが限られた資源なので、無駄なく使えと言われても、恐らく多少のやはり誤差がどうしても出てしまうものなのかなというふうにも思いますので、それよりも打った人のほうの健康、こっちのほうの管理をしっかりしていくということのほうが大事なのかなというふうにも思っています。

最後の質問で、現場の方々が、ワクチンの管理ですか、残ったワクチンの管理をどうするかということについても、これも何も決まっています。恐らくそれに答えられる自治体の首長は、全国で一人もいないと思います。このことは、やってみなければ分からない部分だと思うのです。特に今回のワクチンの接種というのは、そうした恐らくやってみなければ分からないことがあまりにも多過ぎて、現場の力が問われますので、先ほども申し上げたとおり、むつ市はドクターの数も、それから看護師さんの数もなかなかちょっと難しい状況にあります。そうしたロジスティックの力、段取りの力でそこをフォローできるように、現場の力でフォローできるようにしていきたいというふうにも考えていますので、その点もご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） ありがとうございます。ワクチン接種は、先ほどの行政報告の市長の話でいくと、市民全体の70%接種ができればいいよねというふうな話でありました。できれば100%になればいいかもしれませんが、1回目接種して、2回目来ない、受けない、または一回も接種しない、さらには受けたくない、希望制ですからそれぞれの考え方があると思います。いろんな考えはあるものの、今後のコロナの予防とか対策とかにつなげるためには、やはり行政側からの親切丁寧な説明、そして窓口の対応が必要だと思えます。

その体制について、今のところ動きながらというふうな話を市長はされていますが、準備はしておいてもいいと思います。それを、時間があるのであれば今からやっても構いませんし、もう既に準備しているかもしれませんが、住民に対する啓蒙活動、それをどういうふうにしたらいいのか、またはどういうふうにしようとしているのかお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 住民というか、市民の皆さんに対しての啓蒙活動というのは、一番私たちが難しいと思っています。というのは、ある意味私たちに知見がないのです。ないですし、そもそも国から示されていないことに私はすごく驚きを感じているのです。

例えば今回ワクチンを全国民に対して無料で接種ができるようにしますと言っていますけれども、目標は何なんですかと言うと、目標はないのです。全国民の何割が打てばいいかというふうな目標がない。そして、さらに言えばその先に、ワクチン自体がどれぐらい効果があるのか。効果があるというふうには言われています。例えばファイザーだと何%の人に抗体ができて、何%の人が重症化しなくなるかということはあるとしても、それが及ぶ期間はどれぐらいなのかとい

うのに対しても、今のところ答えがないのです。つまり、たくさん打ちました、7割打ちました、何となく7割というのは集団免疫と言われていますから、7割打ちましたといっても、それが例えば1年かかってしまいましたと。最初に打った人がもう効果が切れている可能性があったら、もう一回打たなければいけないのですかという話になる。

だから、啓蒙活動をどうするかという問いですが、これも、これは国はしっかりやらなければいけないと思います、私。目標が設定ができないのはなぜかと深くよく考えてみると、もしかしたら何か副反応があったりしたときに訴訟につながる可能性がある。必ずワクチンの接種とかそういうのというのはそういうことが、歴史は繰り返されていますから。そういうことを考えているのかなと思いますし、そもそも個人が決める問題だから、目標の設定というのはあり得ないのだということかもしれません。でも、その辺の説明が私たちにもない中で、とにかく打てというふうなことになるのが現状です。

私として、ここから先が大事なのですけれども、むつ市として、では何でということなのだろうやって一生懸命やるのだと言われれば、それは希望する人たちが必ずいるからです。その人たちに早く打つのが私たちの仕事だからやるというだけであって、その辺は極めて本質的な課題であるとともに、現状日本国においても答えがない課題だというふうに私は認識しておりますが、またそういうふうにも市民の皆様には言えませんので、とにかく私たちとしては、早く打って、打ちたいという人たちに対していち早く届けるということの務めを果たすということで考えていますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。10番村中浩明議員。

○10番（村中浩明） 1点お伺いいたします。

寝たきりの方や障害のある方で、集団接種会場や病院に行けない方、そういう場合にどのような対応をされるのか、1点だけお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、寝たきりの方ということでいきますと、その方が在宅で医療提供を受けているような方であれば、在宅での医療を提供している医療機関にご相談いただくということで、在宅での接種が可能になるということもあろうかと思えます。ただ、そこについては、現状、今のところまだ検討は及んでおりません。その可能性があるということです。

障害をお持ちの方ということでいきますと、仮にその方々が施設に通所しているというようなことがあれば、この優先順位としては一般の方と同じになりますので、どういう形になるのかは6月以降ですけれども、例えば施設で接種を可能にすると、そういうようなことも考えられるというふうに思います。

また、繰り返しになりますけれども、ワクチンはみんな100%必ず打てということでもやっぱりないわけなのです。ほとんど人と接しないとかいうような方々ということについては、これはご自身の体調等もよく考えて、打つかどうかを検討することです。その辺が誤解のないように、やっぱり議員の皆さんもぜひご理解いただきたいと思えますし、市民の皆様と接するときにはそういうような情報発信をしていただきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第8 議案一括上程、

提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第1号 令和2年度むつ市一般会計補正予算から、日程第8 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの5件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました1議案4報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第1号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本日は、5,129万2,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、454億3,505万3,000円となります。

まず、歳出についてであります。衛生費には、新型コロナウイルスワクチンの迅速かつ適切な接種に必要な体制を整備するため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を計上しております。

次に、諸支出金では、むつ総合病院における感染症対応病棟の建設に伴う臨時駐車場整備等に要する経費として、一部事務組合下北医療センター負担金を増額しております。

続きまして、歳入についてであります。国庫支出金には歳出との関連において補助見込額を、繰入金には地域振興基金繰入金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

なお、債務負担行為についてであります。放課後児童健全育成事業につきまして、来年度以降3年間の業務を委託するため、限度額を3億2,935万2,000円、期間を令和3年度から令和5年度までとした債務負担行為の追加をしております。

す。

次に、報告第1号についてであります。これは、むつ運動公園陸上競技場第二種公認更新工事に係る工事内容の一部に変更が生じたことに伴い、当該工事請負契約に係る一部変更契約を締結したものであります。

次に、報告第2号から報告第4号までについてであります。これらは、令和2年度むつ市一般会計補正予算について、道路等の除排雪経費に不足が生じる見込みのため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました1議案4報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案等については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前11時50分まで暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました1議案4報告については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第1号

○議長（大瀧次男） まず、議案第1号 令和2年

度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

6 番佐賀英生議員。

○6 番（佐賀英生） 通告をしておりましたが、先ほど行政報告の中であらかたしていただきましたので、詳細については担当課のほうに行きまして、ほとんどさっきで済んでおりますので、ここで取り下げさせていただきます。

○議長（大瀧次男） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、むつ運動公園陸上競技場第二種公認更

新工事に係る工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 陸上競技の大ファンですので、ちょっと質疑させていただきます。

今回は、たしかむつ市議会第244回定例会で議決した議案と認識しておりますけれども、1,104万4,000円の増額となっておりますが、施工内容を洗浄・トップコート塗布から研磨・オーバーレイに変更しなければならなかった理由というのをお知らせください。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） お答えいたします。

施工内容を変更した理由につきましては、インフィールドの助走路の摩耗の著しい部分については研磨・オーバーレイ、その他の部分につきましては洗浄・トップコート塗布としておりました。表層を洗浄した結果、仕上げ素材の違いにより大きな差が生じたため、競技者への影響や安全を考慮し、統一した素材のものに仕上げるため変更したものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。競技者への配慮のためと。陸上は、ほかの競技もそうありますけれども、0.0何秒の差で順位が変わってきます。そここのところのやっぱり段差はあつてはならないと思いますので、評価したいと思います。

この中では、トラック競技、フィールドと、ただ陸上といいましてもたくさんの種類がありますけれども、その他の例えばスタンド前の幅跳び、三段跳び、それから1コーナー、2コーナー側の高跳び、棒高跳び、そして砲丸、投てき、そういうことに関しては問題なくいきましたでしょう

か。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） その他のインフィールドの競技につきましても、若干場所は違いますが、ほとんど同じような場所で競技をすることになりますので、その部分につきましては全て今回で改修済みということになりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。ご存じのように、陸上でもオリンピック選手を輩出しております。ここで大きな芽を伸ばしております。ここだけの大会に終わらず、県大会、全国大会と、子供たち、生徒さんたちが出ていますので、ぜひともそういう環境に近い状況に持っていかせていただきますようお願いして、質疑を終わります。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてに対し、質疑に入ります。

本案は、令和2年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◇報告第3号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてに対し、質疑に入ります。

本案は、令和2年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

◇報告第4号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてに対し、質疑に入ります。

本案は、令和2年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よつ

て、報告第4号は承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第161回臨時会を閉会いたします。

午後 零時00分 閉会